

社外役員独立性基準

株式会社じげん（以下、「当社」という。）は、当社の経営監視機能及び透明性を確保するために、社外取締役及び社外監査役（社外取締役の候補者及び社外監査役の候補者を含む。以下、「社外役員」と総称する。）がある一定以上の独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は、独立性の基準を以下のとおり定め、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことに加え、社外役員が次の項目のいずれかに該当する場合、当社にとって十分な独立性を有していない者と判断します。

1. 現在又は過去 10 年間に於いて、当社及び当社の連結子会社（以下、「当社グループ」と総称する。）の業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人であった者（以下、「業務執行者」と総称する。）

2. 現在又は過去 5 年間に於いて、下記のいずれかに該当する者

(1) 当社への出資比率が 10%以上の大株主又はその業務執行者

(2) 当社の主要な取引先又はその業務執行者

なお、主要な取引先の基準は、当社との一事業年度の取引額が、当社グループの連結総売上高又は当該取引先の総売上高の 2%を超えるものをいう。

(3) 当社の主要な借入先又はその業務執行者

なお、主要な借入先の基準は、当社との借入金残高が一事業年度末において当社グループの連結総資産又は当該借入金金融機関の総資産の 2%を超えるものをいう。

(4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士及び弁護士等の専門家

なお、多額の金銭その他の財産の基準は、下記いずれかに該当する場合をいう。

① 当該専門家が個人で役務を提供している場合においては、当社との過去 3 年の平均年間取引額が年間 1,000 万円を超えるとき

② 当該専門家が業務執行者として所属する法人、組合等の当社との過去 3 事業年度の平均年間取引額が、当該団体の総売上高の 2%を超えるとき

(5) 当社から多額の寄付を受けている者又は受けている団体の業務執行者

なお、多額の基準は、過去 3 事業年度の平均で年間 1,000 万円を超える場合をいう。

(6) 当社の業務執行者が他の会社の社外役員に就任している場合において、当該他の会社の業務執行者

3. 上記 1 及び 2 に掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者及び二親等以内の親族

なお、重要でない者とは、上記 2 に掲げる者のうち業務執行者に該当する場合において、当社に対する役務の提供に直接関わっていない使用人の立場である者をいう。